

徳島県生活困窮者支援活動経費助成事業費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、長期化する物価高騰等により、生活に困窮する方々の多様な支援ニーズに対応するため、民間支援団体が行う新たな取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱（令和7年9月29日厚生労働省発社援0929第3号厚生労働事務次官通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、民間支援団体が行う新たな取組となる生活困窮者支援事業であり、徳島県が設置する生活困窮者自立支援プラットフォームにおいて、認められた事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは対象外とする。

- (1) 営利を目的としている事業
- (2) 国、県又は地方公共団体その他の団体等から助成（生活困窮者支援に係る助成金に限らずあらゆる種類の助成金・補助金等）を受けている事業。ただし、既に助成等を受けている事業であっても、本事業による費用助成により追加的に事業を実施する場合であって、既に受けている助成等と本事業による費用助成を経理区分して実施する場合に限り、当該追加的な事業について本事業による費用助成の対象とする。
- (3) 自立相談支援機関等から委託を受けている事業
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした事業
- (5) 公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる活動

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金は、前条第1項に規定する事業を行う民間支援団体（以下「民間支援団体」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、別表第4欄に掲げる経費の額（同表第3欄に定める額を限度とする。）と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない額に同表第5欄に定める率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）以内の額を交付額とする。

(補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める関係書類

3 規則第3条の期日は、知事が別に定める。

4 民間支援団体が、第1項の補助金の交付申請をするときには、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入

れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を補助対象経費から減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (2) 補助事業に係る間接補助金の交付の決定をする場合においては、補助金の交付の決定に付された条件並びに規則第16条及び第17条に定める事項と同一の条件を付すること。
- (3) 知事の承認を受けて、単価30万円以上の財産を処分等する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還せざること。

（軽微な変更）

第6条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、別表の事業区分ごとの対象経費欄に定める対象経費相互間において、それぞれ経費の配分額20%の範囲内の変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない計画の細部の変更とする。

（変更の承認の申請等）

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式 第2号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助金変更所要額調書（別紙3）
 - (2) 変更事業計画書（別紙4）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第3号による。

- 2 規則第11条の知事の定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 補助金精算書（別紙5）
 - (2) 事業報告書（別紙6）
 - (3) その他知事が必要と認める関係書類
- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認

を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第 9 条 規則第 12 条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第 4 号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第 10 条 知事は、前条の規定による補助金請求書を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第 11 条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 12 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 5 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合で、補助金返還に該当する場合は、当該消費税等仕入控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(書類の保管等)

第 13 条 規則第 16 条の補助金調書は、様式第 6 号による。

2 規則第 16 条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 29 日から施行する。

別表

1 区 分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率
生活困窮者自立支援の機能強化事業(支援ニーズの増大に対応した地域の特定非営利活動法人等に対する活動支援)	生活困窮者支援活動経費助成事業	知事が必要と認めた額	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱(令和7年9月29日厚生労働省発社援0929第3号厚生労働事務次官通知)別表第4欄に定める対象経費	<u>10</u> 10